

★ 広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（住宅課）

一 改正の要旨

配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図るなどのため、優先入居の対象となる者を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年八月八日